

全印健発第 209 号
令和元年 8 月 30 日

事業主様

全国印刷工業健康保険組合
理事長 青木 宏至
(公印省略)

扶養認定に係る取扱事務の一部変更及び健康保険法等の一部改正について

残暑の候 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 8 月 29 日付で、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」が厚生労働省より通知され、平成 30 年 10 月 1 日より、健康保険の被扶養者認定事務の取り扱いが変更となりました。

しかしながら、当組合では、事業所の事務の煩雑化や準備・周知期間の不足から、状況の推移を見守りつつ関連団体と協議のうえ、従来どおりの認定事務を行ってまいりました。

この度、行政から「保険者等の判断により、判断基準を追加や緩和することは認められない」との指導のもと、当組合のコンプライアンスにもとづき、令和 2 年 1 月 1 日より、被扶養者認定に係る事務処理について、下記のとおり取り扱いを変更させていただきます。

なお、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が、令和元年 5 月 22 日公布され、被扶養者の要件に「国内居住要件」が追加されました。

加えて、健康保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成 30 年 12 月 28 日に公布され、特定法人(資本金 1 億円超の法人等)にあつては、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の 3 届について、電子申請が義務化される予定でございます。いずれも令和 2 年 4 月 1 日より施行となり、改正された主な内容を下記のとおり併せてご案内させていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 日本国内に住居を有する被扶養者の認定事務について

変更時期

令和 2 年 1 月 1 日以降の受付書類より適用

変更内容

被扶養者の認定に際しては公的証明書等により確認を行うこととなり、申立てによる申請は認められなくなります。主な変更点は以下のとおりです。

- 被保険者との身分関係及び住所については、確認ができる戸籍謄本又は住民票の添付が必要になります。なお、届書にマイナンバーをご記入いただいたうえで、事業主様が戸籍謄本又は住民票により届出の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄に「続柄・住所確認済み」とご記入いただいた場合(チェックボックス□がある様式はレ点を付してください)、添付書類を省略することができます。ただし、内縁関係と被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の同居要件のある方は除きます。
- 扶養認定を受ける方が被保険者と別居している場合は、仕送りの事実と仕送り額が確認できる預金通帳の写し又は現金書留の控え(写し)の添付が必要となり、手渡しは認められなくなります。ただし、16 歳未満、学生については不要です。
- 収入確認については、添付書類不要の年齢が 18 歳未満から 16 歳未満へ変更となります。ただし、学生はマイナンバーの記入及び学生証の写しがあれば、添付書類は不要です。また、専業主婦は非課税証明書等の写しの添付が必要となります。

今後必要となる書類

- 1) 身分関係の確認
戸籍謄本、被保険者が世帯主の場合は住民票(世帯全員で続柄を省略しないもの)
- 2) 生計維持関係の確認
(ア) 収入の確認
 - ① 給与収入がある場合
勤務先から発行された収入証明書
 - ② 自営業者の場合
直近の確定申告書に加えて、直接的必要経費を特定するために経費の内訳が確認できる収支内訳書、所得税青色申告決算書等の写し
 - ③ 退職した場合
雇用保険被保険者離職票の写し
 - ④ 雇用保険の失業給付受給中または受給終了者の場合
雇用保険受給資格者証の支給終了日がわかるものの写し
 - ⑤ 公的年金等を受給中の場合
現在の年金受給額が確認できる年金証明書、改定通知書又は振込通知書等

の写し

- ⑥ 収入がない場合、もしくは上記①～⑤の他に収入がある場合
課税（非課税）証明書等

(イ) 世帯の確認

- ① 同一世帯の場合
住民票（世帯全員で続柄を省略しないもの）
- ② 別居の場合
送金事実と仕送り額について
 - ・ 仕送りが振り込みの場合は預金通帳等の写し
 - ・ 仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写しを含む）

提出書類一覧

	身分確認	現況届	生計維持確認		
			収入確認	【同居】同一世帯	【別居】仕送り
新生児	要※1	不要	不要	要※1	不要
16歳未満	要	不要	不要	要	不要
学生	要※2	要	要※3	要	不要
配偶者 (内縁関係含む)	要	要	要	要	要
兄弟姉妹	要	要	要	要	要
父・母	要	要	要	要	要

※1 被保険者証を速やかに交付する必要がある場合は、後日の添付書類提出も可。

※2 学生証の写しや在学証明書等、学生であることがわかる書類も併せて提出。

※3 学生でマイナンバーの提出がある場合は添付書類を省略可。

その他、認定対象者の状況により異なりますので、詳細については当組合までお問い合わせください。

2. 健康保険における被扶養者要件の追加について

施行時期

令和2年4月1日

改正内容

- 被扶養者の要件に「日本国内に住所を有するもの」が追加されます。
- 留学生、海外赴任の帯同家族等日本国内に住所を有しないが、渡航目的などの事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものは、被扶養者の要件を満たすこととされます。(省令で制定、令和元年8月中公布予定)

- 外国籍の方で、医療滞在等で来日し国内に居住する方は、健康保険の被扶養者にはなれなくなります。(省令で制定、令和元年8月中公布予定)

現在、上記に該当する方が健康保険の被扶養者となっている場合、令和2年4月1日の施行に伴い被扶養者の要件に該当しなくなります。この場合は同日付で届出により削除が必要となります。

今後、厚生労働省より具体的な要件や取り扱いが示される予定です。おって法改正に係る事務の取り扱いについて通知いたしますので、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

3. 電子申請の義務化について

施行時期

令和2年4月1日

改正内容

現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定法人の事業主が一部の手続きを行う場合には、電子申請で行っていただくことになりました。

特定法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

健康保険における一部の手続きとは

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

現在、当組合でも義務化に合わせ、システム改修を行っておりますので、申請方法等の詳細については別途ご案内いたします。

〈お問い合わせ先〉 全国印刷工業健康保険組合 TEL 03-3551-9301
